

## 告 示

### 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年二月五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月五日

埼玉県越谷県土整備事務所長 細 田 哲 也

<p>路 線 名</p>	<p>葛飾吉川松伏線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>三郷市大字戸ヶ崎字大道西二一 四四番一地从から 同市大字戸ヶ崎字大道西二一四 四番二地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成二十八年二月五日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十一年五月二十二日 付け埼玉県越谷県土整備事 務所長告示第二十三号にお ける道路予定区域の供用開 始である。延長一五・七〇 メートル。</p>